

よくある質問 プロポジション65 米国カリフォルニア州法 (安全飲料水および有害物質施行法)

2020年6月

ジェットロ農林水産・食品課

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

1. [プロポジション65とは何ですか](#)
2. [プロポジション65にリストされている化学物質はなんですか](#)
3. [規則の適用対象となるのは](#)
4. [プロポジション65にリストされた化学物質は使用できないのですか](#)
5. [食品には関係がありますか](#)
6. [警告表示はどのようにするのですか](#)
7. [違反した場合はどうなりますか](#)

1. プロポジション65とは何ですか

プロポジション65は、正式名称を「the Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986（1986年安全飲料水および有害物質施行法）」といい、1986年11月に住民投票により制定されたカリフォルニア州法です。

カリフォルニア州の市民および飲料水資源を、がんや出生異常などを引き起こすとされている化学物質から保護することを目的としています。

同州環境保護庁有害物質管理局（OEHHA）はプロポジション65で規定された化学物質を含む製品について、事業主に対し警告文の表示を求めています。

プロポジションを略してCA Prop 65と呼ばれています。

<参考>

米国カリフォルニア州環境保護庁有害物質管理局
(OEHHA) : Proposition 65

<https://oehha.ca.gov/proposition-65>

2. プロポジション65にリストされている化学物質はなんですか

プロポジション65では、州ががんや生殖機能異常を引き起こすとされる化学物質をリスト化し、更新することを要求しています。1000を超える化学物質がリスト化されており（2020年1月現在）、随時更新されます。

どのような化学物質が規定されているかは次のウェブサイトを確認できます。

OEHHA: The Proposition 65 List

<https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list>

3. 規則の適用対象となるのは

規則上はカリフォルニア州で事業を行う従業員10人以上の企業が対象です。

ただし、カリフォルニア州で製品を製造していなくても、カリフォルニア州で販売・流通させる場合には州の指定した警告文の表示が求められます。

そのため同州向けに製品を販売・流通させる日本の食品事業者も、該当する場合は製品のパッケージや小売りでの警告表示を行う必要があります。

また、オンライン販売も対象となります。

4. プロポジション65にリストされた化学物質は使用できないのですか

いいえ。プロポジション65は、あらゆるレベルの有害物質を含む製品の販売を禁止するものではありません。

リストに記載されている化学物質がリスクと認定されたレベルで存在する場合は製品に適切な警告文を表示することを要求しています。

一方、リスクと認定されたレベルよりも低い場合には、警告表示の対象外となります。対象外となる基準をセーフハーバーレベルと呼び、がんを引き起こす物質はNo Significant Risk Levels (NSRLs)、生殖機能傷害を引き起こす物質ではMaximum Allowable Dose Levels (MADLs)として定めています。

セーフハーバーレベルは次のウェブサイトを確認することができます。

OEHHA: Current Proposition 65 No Significant Risk Levels (NSRLs) Maximum Allowable Dose Levels (MADLs)
<https://oehha.ca.gov/proposition-65/general-info/current-proposition-65-no-significant-risk-levels-nsrls-maximum>

5. 食品には関係がありますか

飲料ボトルのキャップに使われることが多いビスフェノールA、食品容器の塗料に含まれる物質のほか、ショウガやノリに自然に付着する鉛やカドミウム、酒類を含む発酵食品に天然に存在する物質であるカルバミン酸エチルなど、プロポジション65のリストに記載された化学物質が食品に関わる事例があります。

6. 警告表示はどのようにするのですか

食品を小売店にて販売する場合は、食品ラベルもしくは販売棚に警告文を表示します。オンライン販売の場合は、商品紹介の際に警告を表示します。

食品の警告文の文言は次の通りです。

- (1) “**WARNING:**”と黒太字の大文字で表示する。
- (2) 発がん性物質の場合：“Consuming this product can expose you to chemicals including [name of one or more chemicals], which is [are] known to the State of California to cause cancer. For more information go to www.P65Warnings.ca.gov/food.”
- (3) 生殖障害を引き起こす化学物質の場合：“Consuming this product can expose you to chemicals including [name of one or more chemicals], which is [are] known to the State of California to cause birth defects or other reproductive harm. For more information go to www.P65Warnings.ca.gov/food.”
- (4) 発がん性物質、生殖障害を引き起こす物質の両方の場合：“Consuming this product can expose you to chemicals including [name of one or more chemicals], which is [are] known to the State of California to cause cancer and [name of one or more chemicals], which is [are] known to the State of California to cause birth defects or other reproductive harm. For more information go to www.P65Warnings.ca.gov/food.”

(5) 発がん性、生殖障害を引き起こす両リストにある物質の場合：“Consuming this product can expose you to chemicals including [name of one or more chemicals], which is [are] known to the State of California to cause cancer and birth defects or other reproductive harm. For more information go to www.P65Warnings.ca.gov/food.”

警告が記載された製品表示、ラベル、タグが英語以外の消費者情報を含む場合、英語以外の警告も記載します。

食品の表示例と英語以外の警告文例は次のウェブサイトを参照ください。

OEHHA: Food Exposure Warnings: For listed carcinogens
<https://www.p65warnings.ca.gov/warning-translations-businesses/food-exposure-warnings-listed-carcinogens>

7. 違反した場合はどうなりますか

1回の違反につき1日最大2,500ドルの罰金が課されます。

規則違反に関してはいかなる私人も提訴できることから、消費者団体が州に代わって事業者を提訴している事例も多いです。